

北九州市障害者スポーツセンターご利用に当たり、 以下の事項を必ずお守り下さい。

- 1) 代表者は施設の使用開始と終了の通知を1階受付までお願いします。
- 2) 使用申請した時間内で準備と片付けを済ませて下さい。
- 3) 使用終了後は必ず「利用人数報告書」を1階の受付に提出して下さい。
- 4) 体育室において照明及び冷暖房を使用する場合、別途使用料が必要となります。
(障害者団体の場合、照明料は無料になります)
- 5) 一度お支払いいただいた使用料は原則として返還致しません。
- 6) 施設内の設備、器具などを破損、紛失した場合は弁償していただきます。
- 7) 設備器具等の破損、参加者の怪我や事故があった場合は速やかに1階又は2階受付に申し出て下さい。
- 8) 大会等での弁当ガラ等のゴミは主催者側でお持ち帰り下さい。
- 9) 大会で使用する文房具や消耗品等は、主催者側で準備して下さい。
- 10) ラインテープを「貼る」、「剥がす」場合は必ず職員の立会のもとで行って下さい。
- 11) 用具・器具等の使用(借用)については、必ず職員に申し出て下さい。また、収納(返却)の際は、職員の確認を受けて下さい。なお、一般の方へは、ボール・ラケット等の用具の貸出しを行っていません。
- 12) 施設内での飲酒はできません。また、会議室及び2・3階ロビー以外での飲食は禁止します。(但し、運動中の水分補給は除きます)
- 13) 施設内でのチューインガムはお断りします。
- 14) 喫煙は定められた場所で行って下さい。
- 15) 体育室、多目的室、大スタジオ、小スタジオ、卓球室、STT室では屋内用シューズに履き替えて下さい。ただし、ヨガ・空手等基本的に裸足で行う種目については例外とします。
- 16) プールでは、水着、水泳キャップが必ず必要です。
- 17) 競技場以外での練習は禁止します。
- 18) 子供は利用者側(主催者)で責任をもって事故の無いように注意して下さい。
- 19) その他施設内では職員の指示に従って下さい。

※上記記載事項については必ずお守り下さい。また、団体の皆様にご伝達下さいますようお願いいたします。